

災害時にこそ守られるべき人権

2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震、2020年7月本県での豪雨による災害、そして今年の元旦に発生した能登半島地震など、近年相次いで発生し、甚大な被害をもたらした災害は、多くの人の命と日常生活を根こそぎ奪い取りました。

被災した人々は、その後の避難生活においても多くの困難に直面することになります。なかでも、妊産婦、子ども、高齢者、障がいのある人、病人や怪我人、言葉の壁がある外国人などの特別な配慮や支援を必要とする人々の場合、その困難はより大きなものになります。

また、平時では意識しなければ見えにくい様々な人権問題は、災害という非常事態において、家庭や避難所等で目に見える形で現れ、私たちに多くの課題を突き付けました。

例えば、熊本地震についてのアンケートでは、家庭や避難所生活・運営において、女性の負担(子育てや看護、介護など)がますます重くなったという結果が得られました。このことは、災害時に、男女間の格差や性別役割分業意識が平時に比べてより強く表れることを裏付けています。

災害時という非常事態の中では、誰しも自分のことで精一杯で、強いストレスにさらされており、他人を思いやる余裕がなくなってしまいます。更に、「みんな我慢している」「わがままは言えない」という同調圧力も働きます。それゆえ平時よりも人権侵害が起こりやすくなり、配慮を必要とする人々が声をあげるのが困難になります。

同じ地域に暮らす住民同士が、災害という非常事態の中で助け合い、お互いの命を守り、お互いの人権を尊重して生きていくためには、普段から人と人のつながりを築いておくことが重要です。

また、「男は仕事、女は家事」といった性別役割分業意識にとらわれず、様々な意思決定の場面に女性の参画を促し、多様な視点に立って防災・復興に取り組むことが必要です。

災害時であっても人権が守られる社会を目指して、日頃から人とのつながりを大切に、人権意識を高めていきましょう。

参考資料:「熊本地震と育児中の女性へのアンケート」(熊本市男女共同センターはあもにい)、「震災と人権「基本的人権」に立ち返ることが被災者支援への第一歩」((公財)東京都人権啓発センター)

必要な支援や情報が
行き届かない

女性への暴力、
性的嫌がらせ

子育て家庭に対する
配慮の欠如

デマ・風評による
差別的言動、嫌がらせ

ストレスによる
児童虐待

高齢者や障がいの
ある人への配慮の欠如

避難所での
プライバシーが
守られない



国民年金保険料を納めた人へ

◆納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。

令和6年1月から12月までに納めたすべての保険料が対象です。過去の年度分や追納された保険料も控除の対象となります。

この社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納められた人には、11月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書が領収証書を添付してください。

【注意】10月1日から12月31日までの間に、はじめて国民年金保険料を納付した人は、翌年2月上旬に控除証明書が送付されます。

*「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」見本(令和5年度のもので)

よくある質問

- 控除証明書は再発行できますか。
年金事務所・ねんきん加入者ダイヤル・「ねんきんネット」を利用して再発行申請を行うことができます。
- 家族の国民年金保険料を納めた場合、家族の分もまとめて申告できますか。
ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その納付額の全額が控除の対象となります。手続きの際にご自身の保険料額とあわせて申告してください。ご家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を申告書に添付する必要があります。

11月はねんきん月間です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)を「年金の日」とし、公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。

ねんきんネットを利用すると、年金事務所に行くことなく、自宅で年金記録の確認や年金見込額の試算ができます。ねんきんネットの初回登録はマイナンバーカードが便利です。この機会にぜひご利用ください。

お詫びと訂正) 10月号P24の知っておきたい国民年金に表記の誤りがありましたので、お詫びして訂正します。
正) 老齢基礎年金を受けている人 誤) 老齢基礎年金を受けられる人